

第10回総会議事録

(令和3年4月26日開催)

横浜市南西部農業委員会

/

横浜市南西部農業委員会 第10回総会議事録

- 1 日時及び場所
令和3年4月26日(月) 午後2時00分開会 午後4時15分閉会
戸塚区役所 8階大会議室A
- 2 出席及び欠席委員の氏名
委員総数 25名 出席委員 24名
(農業委員14名、農地利用最適化推進委員10名)
別添出欠状況表のとおり
- 3 議案の題目
別添「議決事件及び審議結果」のとおり
- 4 動議及びその提出者の氏名
なし
- 5 議事の要領
開会 午後2時00分

※農業委員会会議規則により北村会長が議長になる。

※事務局より出席委員数報告

- 議長 第10回の総会にお集まりいただきありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は24名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第10回総会を開会いたします。議事録署名人は、安西八幸委員と高橋孝至委員にお願いします。
- 議長 それでは議題に入らせていただきます。第1号議案『顧問の委嘱及び解嘱について』を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局 横浜市南西部農業委員会では組織規程に基づき顧問をおくことができるので、現在、管区の10区のうち農業専用地区の無い西・中・南区の3区を除く7区の区長に顧問を委嘱しています。4月1日付けの人事異動に伴い、港南区長、磯子区長、戸塚区長、及び瀬谷区が異動となりましたので、新たな区長に委嘱を行います。
- 議長 それでは審議に入ります。ご意見等がありましたらお願いします。
- 議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。
第1号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
(総員挙手)
- 議長 総員挙手と認め、第1議案については、承認とします。
- 議長 次に第2号議案『事務局職員の任命及び解任について』を審議します。事務局

から説明をお願いします。

◆事務局 横浜市の人事に異動がありましたので、転出した職員を解任し、転入してきた職員を新たに事務局職員として任命します。

○議長 それでは審議に入ります。第2号議案についてご意見等ありましたらお願いします。

○議長 ご意見ありませんか。なければ採決します。第2号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第2号議案については、承認とします。

○議長 次に第3号議案『農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第3号議案第1号を朗読>

○安西八幸委員 湘南泉病院から南東へ約80mの調整白地1筆。経営拡大のために売買するものです。譲受人の肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第1号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第3号議案第1号については、許可と決定します。

○議長 次に第4号議案『農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について』を審議します事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第4号議案第15号を朗読>立地基準については第3種に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、融資借入申込書にて資力があることを確認しています。他法令については、令和3年3月3日に建築許可申請済みです。

○森委員 横浜泉郵便局から南に約100mの農振白地1筆です。申請者が障害者就労支援施設を整備し、賃貸するものです。申請地の北側、東側は畑、西側は道路、南側は宅地です。周囲は西側を除き、コンクリートブロック2段及びフェンスを新設します。場内は緑地及びアスファルト舗装とし、雨水は自然浸透及び集水桝にて処理します。周囲の農地に支障はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第15号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第4号議案第15号については、許可相当と決定します。

○議長 次に第4号議案第1号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局 <第4号議案第1号を朗読>立地基準については第3種に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、融資借入申込書、及び残高証明にて資力があることを確認しています。調整が必要な他法令はありません。

○森委員 議案の詳細については門倉推進委員から説明します。

○門倉推進委員 中田中学校から北東に約150mの農振白地1筆です。申請者が既存

駐車場の移設、及び新築共同住宅、及び動物病院用の駐車場として整備するものです。申請地の北側は畑、東側は道路、西側は畑、及び資材置場、南側は宅地です。周囲は東側道路部分を除き、コンクリート2段及びフェンスを新設します。場内はアスファルト舗装とし、雨水は新設のU字溝から道路側の既設側溝に接続して処理します。周囲の農地に支障はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第1号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第4号議案第1号については、許可相当と決定します。

○議長 次に第5号議案『農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第5号議案第1号を朗読>>立地基準については、第3種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、残高証明にて資力があることを確認しています。関連する他法令については、4月2日に特定都市河川浸水被害対策法第9条について申請済です。

○野渡委員 議案の詳細については遠藤推進委員から説明します。

○遠藤推進委員 松並交差点東側隣接地の農振白地1筆です。譲受人が土地を賃借し隣地コンビニのための駐車場を整備するものです。申請地の北側、西側は道路、東側、南側は畑です。周囲は東側及び南側の一部はコンクリートブロック及びフェンスを設置し、南側コンビニ敷地との境界はコンビニ敷地に新設予定の擁壁、及びメッシュフェンスにて区画します。場内はアスファルト舗装とし、雨水は雨水浸透槽を新設し、処理する計画です。周囲の農地に支障はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第5号議案第1号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第5号議案第1号については、許可相当と決定します。

○議長 次に第6号議案『農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について』を審議します。第1号及び第2号を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第6号議案第1号及び第2号を朗読>

○高橋孝至委員 上品濃公園から北へ約240mのいずれも調整白地1筆です。進入路の入口部に当たる部分に、25年前からコンクリート舗装の駐車場として利用されており現在に至り、住宅地への進入路が約50年前に隣接地の住宅建設に伴い道路として利用開始し、約25年前からコンクリート舗装として現在に至ります。いずれも農地性はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第1号、及び第2号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案第1号、及び第2号については、承認と決定します。

○議長 次に第6号議案第3号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第6号議案第3号を朗読>

○田中推進委員 舞岡第一公園から北西へ約300mの調整白地1筆です。昭和44年に居宅として利用しており現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第3号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案第3号については、承認と決定します。

○議長 次に第6号議案第4号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第6号議案第4号を朗読>

○野渡委員 議案の詳細については遠藤推進委員から説明します。

○遠藤推進委員 松並交差点から西に約50mの農振白地1筆です。昭和43年頃から住宅敷地として利用されており現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第4号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案第4号については、承認と決定します。

○議長 次に第7号議案『相続税の納税猶予に関する適格者証明について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第7号議案第8号を朗読>

○鈴木委員 舞岡中学校から南西へ約150mの調整白地外計5筆1団地です。ジャガイモやブロッコリー等の露地野菜及び水稻を栽培しており肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第7号議案第8号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第7号議案第8号については、承認と決定します。

○議長 次に第8号議案『相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第8号議案第67号を朗読>

○横山委員 議案の詳細については安西勤進委員から説明します。

○安西勤委員 和泉小学校から北東へ約250mの農用地計2筆2団地です。特定貸付

で露地野菜を栽培しており肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第8号議案第67号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第8号議案第67号については、承認と決定します。

◆事務局<第8号議案第68号を朗読>

○野渡委員 富士塚幼稚園から西に約500mの調整白地5筆1団地です。特定貸付により梨と柿を栽培しており肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第8号議案第68号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第8号議案第68号については、承認と決定します。

◆事務局<第8号議案第69号を朗読>

○高橋功委員 下瀬谷中学校から西に約350mの生産緑地1筆、及び上瀬谷小学校から南に約300m及び北東に約500mの農用地2筆です。ブロッコリーやネギ等の露地野菜を栽培しており肥培管理は良好です。飯田北いちょう小学校から北西に約500mの農振白地1筆です。ミカンや柿等の果樹を栽培しており、肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第8号議案第69号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第8号議案第69号については、承認と決定します。

◆事務局<第8号議案第70号を朗読>

○内田推進委員 本郷台小学校から東へ約100の生産緑地4筆1団地です。イチゴのほか、ウメ、柿を栽培しており肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。

○臼居委員 小山台中学校の東に隣接する農用地、農振白地5筆1団地です。ジャガイモやブロッコリー等の露地野菜を栽培しており肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。

○議長 意見はありませんか。なければ採決を行います。

第8号議案第70号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第8号議案第70号については、承認と決定します。

◆事務局<第8号議案第1号を朗読>

○臼居委員 環状2号の環2平戸交差点から南に約600mの生産緑地10筆1団地です。主に植木、果樹を栽培しており肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○高橋孝至委員 上柏尾町についても肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第8号議案第1号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第8号議案第1号については、承認と決定します。

◆事務局<第8号議案第2号を朗読>

○臼居委員 環状2号の環2平戸交差点から南に約600mの生産緑地1団地です。主に植木を栽培しており肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第8号議案第2号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第8号議案第2号については、承認と決定します。

◆事務局<第8号議案第3号を朗読>

○青木委員 県立瀬谷西高校から南東に約500mの生産緑地1筆1団地、東に約600mの生産緑地3筆1団地、及び相沢小学校から北へ約500mの生産緑地3筆1団地の計3団地です。露地野菜作付け準備中です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第8号議案第3号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第8号議案第3号については、承認と決定します。

◆事務局<第8号議案第4号を朗読>

○福本委員 関東学院金沢文庫キャンパスから北東へ約350mの7筆1団地、釜利谷小学校から南東へ約200mの2筆1団地で、いずれも生産緑地です。タマネギ、小松菜、トマト、キュウリなどの露地野菜を栽培しており肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第8号議案第4号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第8号議案第4号については、承認と決定します。

◆事務局<第8号議案第5号を朗読>

○内田推進委員 東上郷第三公園から西や約240mの生産緑地9筆3団地です。ぶどうを栽培しており、肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第8号議案第5号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

ます。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第8号議案第5号については、承認と決定します。

◆事務局<第8号議案第6号を朗読>

○内田推進委員 神奈川中央交通横浜営業所から東へ約50m、東上郷第三公園から西へ約250m、荒井沢中央公園から南東へ約500mの9筆3団地です。いずれも生産緑地で、ぶどう、柿を栽培しており肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第8号議案第6号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第8号議案第6号については、承認と決定します。

○次に第9号議案『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第9号議案第1号を朗読>

○安西八幸委員 主たる従事者の死亡です。岡津竹の鼻公園から南へ約60mの1筆です。主たる従事者は、平成3年ごろから農業に従事し、露地野菜を栽培し、自家消費していました。平成29年8月ごろに体調を崩し、同年11月に死亡しました。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第9号議案第1号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第9号議案第1号については、承認と決定します。

○議長 次に第10号議案『「令和4年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「県農地等利用最適化の推進に関する意見」』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局 先月の総会にて、令和4年度の施策等の要望のうち、税制改正要望以外のものについて、各委員から提出していただいたご意見を整理しました。

<第10号議案を朗読。>この内容で市連合会へ提出してよろしいか、ご審議をお願いします。

○議長 質問、ご意見がありましたらお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。後ほどご意見がありましたら事務局へお申し出ください。

○議長 皆様からいただいたご意見を整理し、市連合会へ提出したいと思っておりますので、採決を行います。

○議長 よろしいでしょうか。では第10号議案について承認とする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手を認め、第10号議案は承認とします。

議長 次に議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。

- ◆事務局 報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
- ◆事務局 報告事項第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出受理について
- ◆事務局 報告事項第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について
- ◆事務局 報告事項第4号 農地の転用事実に関する照会の回答について
- ◆事務局 報告事項第5号 農業経営改善計画の認定について
- ◆事務局 報告事項第6号 認定新規就農者の認定について

○議長 報告事項について、ご意見等がありましたらお願いします。

○議長 ご意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を事務局からお願いします。

◆事務局 『生産緑地追加指定申出地区の農地等の該当について』

その他情報提供・事務連絡を行う。

○議長 以上で、すべての事項を確認しました。全体をとおして、ご意見・ご質問はありますでしょうか。

○議長 ご意見がないようでしたら、これをもちまして第10回総会を閉会といたします。

閉会 午後4時15分

- 6 会議に出席した関係者の氏名
別添出欠状況表のとおり
- 7 その他議長において必要と認める事項
なし

令和3年4月26日開催 第10回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	北村 裕	会長	出席	議長
2	高橋 功	会長職務代理者	出席	
3	矢島 寛	連合会理事	出席	
4	鈴木 宏		出席	
5	臼井 喜代志		出席	
6	森 雅 則		出席	
7	安西 八 幸		出席	議事録署名人
8	高橋 孝 至		出席	議事録署名人
9	横山 重 雄		出席	
10	福本 清		出席	
11	野渡 リツ子	連合会理事	出席	
12	奥村 玄		出席	
13	青木 司 光	連合会理事	出席	
14	安西 健 一	連合会理事	出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	内田 克 己		出席	
2	金子 秀 喜		出席	
3	小宮 藤 正		欠席	
4	安西 □		出席	
5	相澤 藤 雄		出席	
6	田中 豊		出席	
7	間邊 巖	連合会理事	出席	
8	根本 和 正		出席	
9	門倉 和 美	連合会理事	出席	
10	遠藤 誠 次		出席	
11	高田 □ 明		出席	

会議に出席した関係者の氏名

議決事件及び審議結果

議案事件		審議結果	摘要
第1号議案 顧問の委嘱及び解嘱について		承認	
第2号議案 事務局職員の任命及び解任について		承認	
第3号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請 に対する処分について	1号	許可	
第4号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請 に対する意見決定について	15号 1号	許可相当 許可相当	
第5号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請 に対する意見決定について	1号	許可相当	
第6号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用 指針に基づく非農地証明について	1号 2号 3号 4号	承認 承認 承認 承認	
第7号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明 について	8号	承認	
第8号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業 経営を行っている旨の証明について	67号 68号 69号 70号 1号 2号 3号 4号 5号 6号	承認 承認 承認 承認 承認 承認 承認 承認 承認 承認	
第9号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者に ついての証明について	1号	承認	
第10号議案 令和4年度県農林業施策並びに予算要望 県農地等利用最適化推進に関する意見		承認	